八王子市立みなみ野保育園運営規程

第1章　総則

（目的）

第1条　本園は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児、幼児その他の児童の保育事業を行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条　子どもを、単なる保護の対象としてではなく、子ども自身の権利を尊重し、保育の中で養護と教育を一体的に行なう。

2　子どもの心身の発達を保障するために、保護者との連携を図るとともに、地域の子ども・家庭をも含めた支援を推進していく。

3　子どもが人格を形成していく上で、自己肯定感を持てるようにすることが大切である。職員は、子どものあるがままを受け止め、自分の意志を自由に表現できるように保育の中で援助していく。

4　子どもが保育園生活をおくる上で必要なルールを知らせるとともに、人にはそれぞれ違いが有り、その違いを認め合うことを伝えていく。

5　人の成長には豊かな経験が必要であり、特に乳幼児期においてはそれが実体験でなければならない。人的・物的な環境を整え、子どもが群れて遊び、その中で実現できるようにしていく。

（名称）

第3条　本園は、八王子市立みなみ野保育園と称する。

（所在地）

第4条　本園を東京都八王子市みなみ野六丁目1番1号に置く。

第2章　職員及び職務

（職員の職種及び員数）

第5条　園に次の職員を置く。

（1） 園　長	1名	（6）看護師	1名
（2） 副園長	1名	（7）管理栄養士	1名
（3） 保育士	12名	（8）調理員	2名
（4） 嘱託医	1名	（9）用務員	1名
（5） 歯科嘱託医	1名		

2　前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

（職員の資格）

第6条　職員は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第8条に該当する

もののうちから市長が任命する。ただし、保育士については、法第18条の4に規定する保育士であることを要する。

（職務）

第7条　園長は、園の業務を統括し、職員の労務管理及び渉外活動に従事する。

2　副園長は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3　保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4　看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

5　管理栄養士は給食業務の総括を行う。

6　嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

7　調理員は給食業務に従事する。

8　用務員は、園内諸業務に従事する。

（職務の心得）

第8条　職員は、この規程及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章　文書

（文書の取扱）

第9条　文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

（文書の管理）

第10条　文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

（整備する記録及び保存年限）

第11条　整備する記録及び保存年限はファイル基準表のとおりとする。

第4章　定員

（定員）

第12条　本園の定員は86名とし、その内訳は次のとおりとする。

（1）0歳児　　5名

（2）1歳児　　15名

（3）2歳児　　15名

（4）3歳児　　18名

（5）4歳以上児　33名

2　前項にかかわらず、待機児童解消の為及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、八王

子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

3　連続する過去の5年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120％以上のときには、定員の見直しを行うものとする。

4　このほかに、一時保育利用児童の定員は1日につき10名、緊急保育利用児童の定員は1日につき1名程度、定期利用保育利用児童の定員は1月につき2名とする。

第5章　入園及び退園

（入園）

第13条　「八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例」による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村（以下「区市町村」という。）指定の施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。

2　本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、八王子市が入園希望者全員にわたり「八王子市保育施設利用事務取扱要綱」に沿って利用調整を行い、入園する者を決定するものとする。

3　定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

4　一時保育利用児童はWeb申込みを行い決定するものとする。

5　定期利用保育利用児童は本園又は各窓口に直接申込みを行い決定するものとする。

6　緊急保育利用児童は本園に直接申込みを行い決定するものとする。

（退園）

第14条　現に在園中の乳児、幼児その他の児童（以下「入所児」という。）が「八王子市保育施設利用事務取扱要綱」第15条に該当するときは、保育の提供又は法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

2　一時保育利用児童、緊急保育利用児童及び定期利用保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第6章　児童の処遇

（平等の原則）

第15条　入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

（保育時間）

第16条　本園の保育標準時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間、保育短時間は午前9時00分から午後5時00分までの8時間とする。

（延長保育）

第17条　延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては午前7時30分から午前9時00分までの1時間30分と、午後5時00分から午後7時30分までの2時間30分、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時30分から午後7時30分までの1時間の延長保育を実施する。

（特別保育事業）

第18条　特別保育事業として、以下の保育を実施する。

2　保護者の就労、傷病及び育児疲れの解消等の事由により保育が必要となる児童に対し、午前8時30分から午後5時までの間、一時保育及び定期利用保育を実施する。

3　保護者が病気や出産、家族の看護等の事由により、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、八王子市の決定により、緊急保育を実施する。

4　上記第2項から第3項の規定は、八王子市立保育園延長保育及び特別保育の提供に関する要綱に基づき決定する。

（費用）

第19条　保育料は区市町村の定めた額とする。

2　延長保育登録児の延長保育料は、保育短時間認定子どもにあっては延長時間30分ごとに月額700円、保育標準時間認定子どもにあっては月額3，200円とする。但し、区市町村の規定により免除されるものを除く。

3　延長保育登録児以外の入所児の保育が、保育短時間認定子どもにあっては午前7時30分から9時までの間及び午後5時00分以降、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時30分以降に及ぶときは、保護者は10分以内ごとに100円を超過保育料として園に納めるものとする。

4　一時保育利用児の保育料等は以下のとおりとする。

（1）　4時間以内1回につき1，600円

（2）　5時間以内1回につき2，000円

（3）　6時間以内1回につき2，400円

（4）　8時間30分以内1回につき3，200円

（5）　上記(1)から(4)の時間を超えて10分につき100円

5　緊急保育利用児の保育料等は以下のとおりとする。

（1）　1週間につき10，000円

（2）　土曜日に利用した場合は、別途1日につき2，000円

（3）　午後6時30分以降に及ぶときは、超過保育料として10分につき100円

6　定期利用保育利用児の保育料等は以下のとおりとする。

（1）　週利用時間が週36時間以上40時間以内の場合、月額41，800円

（2）　週利用時間が週32時間以上36時間未満の場合、月額37，400円

（3） 週利用時間が週28時間以上32時間未満の場合、月額33，000円
（4） 週利用時間が週24時間以上28時間未満の場合、月額28，600円
（5） 週利用時間が週20時間以上24時間未満の場合、月額24，200円
（6） 週利用時間が週16時間以上20時間未満の場合、月額19，800円
（7） 週利用時間が週12時間以上16時間未満の場合、月額15，400円
（8） 利用が提供時間以降に及ぶときは、超過保育料として10分につき100円

7 3歳児から5歳児までに対する食事の提供に要する副食材料の購入費用は、月額4，500円を給食費として園に納めるものとする。但し、区市町村の規定により減額免除されているものを除く。

（親子体験保育）

第20条 保護者とその乳幼児が一緒に保育園での保育を体験することを通して、保護者に育児全般にわたる知識や技術を伝えるものとして、親子体験保育を実施する。

2 親子体験保育の実施日等の詳細については別に定める。

（特別な支援を必要とする児童を含む保育）

第21条 心身に障害のある児童で、保育所で保育が可能な児童の保育を行う。

2 心理相談員等の専門職による発達障害の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、担当職員へ助言を行い、適切な支援につなげる。

3 園に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、個々の発達の特性に配慮する点など、児童の支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

（登降園）

第22条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

（保育内容）

第23条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、保育課程及び指導計画を立てる。

（虐待等の禁止）

第24条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止、不適切保育未然防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1） 人権の擁護、虐待の防止、不適切保育未然防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
（2） 入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
（3） その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止、不適切保育未然防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第12条の規定により、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

（1） 殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為
（2） 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
（3） 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
（4） 強引に引きずるようにして連れて行く行為
（5） 食事を与えない又は無理に食べさせること。
（6） 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
（7） 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
（8） 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
（9） 性的な嫌がらせをすること。
（10） 当該入所児を無視すること。

（児童虐待防止法遵守）

第２５条　職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

（感染症対策）

第２６条　本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1） 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
（2） 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する。
（3） その他関係通知の遵守、徹底

（緊急時等の対応）

第２７条　職員は、保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第２８条　事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
（3） 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。

2　保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに所属長、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

4　入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

（日課及び年間行事）

第29条　日課及び年間行事については別に定める。

（休日）

第30条　本園の休日は次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（3）1月2日から同月3日

（4）12月29日から同月31日まで

（欠席）

第31条　入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

（休園）

第32条　入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染するおそれがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

（保護者との連絡）

第33条　本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

（健康管理）

第34条　園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2　職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

（衛生管理）

第35条　本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

（苦情対応）

第36条　入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、

その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について報告する。

3　苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

（相互信頼関係の構築）

第３７条　入所児が共同生活の秩序を保ち健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者は必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

（業務の質の評価）

第３８条　法第３９条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（秘密の保持）

第３９条　業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2　職員は、業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章　災害対策

（非常災害対策）

第４０条　園長又は防火管理者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月1回は、これを行うものとする。

第8章　地域活動事業

（子育て支援）

第４１条　地域の子育て家庭へ園庭開放、育児相談等を実施する。

第9章　乳児等通園支援事業

（乳児等通園支援事業）

第４２条　全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的として、乳児等通園支援事業を実施する。

2　本事業は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第４３条　園は、法、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）その他の関係法令等を遵守

し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援を提供する。

2　利用方式は、八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年八王子市条例第62号）第22条に規定する一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）とする。

（乳児等通園支援事業に必要な職員の職種、員数及び職務の内容）

第44条　乳児等通園支援事業の実施に必要な職員は、第5条に規定する職員のうち、利用乳幼児の年齢に応じた保育士1名以上をもって充てるものとする。ただし、医療的ケア等を必要とする利用乳幼児を受け入れる場合は、同条に規定する看護師1名以上を追加して配置する。なお、当該職員の職務の内容は、第7条に定めるところによる。

（乳児等通園支援の提供日等）

第45条　本園が乳児等通園支援を提供する日は、月曜日、火曜日及び金曜日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

（1）休園日

（2）感染症、非常災害その他急迫の事情があり、市長が必要と認めたとき

2　乳児等通園支援を提供する時間は、午前9時から午前12時までとする。

（乳児等通園支援利用料等）

第46条　乳児等通園支援利用料は、1時間当たり300円（予約した利用時間を超えて提供を受ける場合、超過時間30分当たり150円）とする。

2　食事の提供に要する費用は、1日当たり275円（補食を提供しない場合は1日当たり205円）とする。

3　市長が乳児等支援給付認定を行った乳児等支援給付認定子どもの前2項の費用に関しては、同項の規定にかかわらず、0円とする。

（乳児等通園支援事業の利用定員）

第47条　乳児等通園支援を提供する1日当たりの利用定員は、以下のとおりとする。

区分	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	1名			1名

（乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第48条　本園は、事前面談を行った上で、乳児等通園支援の利用の可否を決定するものとする。

2　本園は、八王子市立保育園未就園児すくてく通園支援事業実施要綱の規定に基づき、利用乳幼児の受け入れを行うものとする。

3　本園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

（1）子どもの年齢が満3歳に達するとき（ただし、市長が乳児等支援給付認定を行った乳児等支

援給付認定子どもについては満３歳に達する日の年度末まで利用することができる。）。

（２） 乳児等支援給付認定の要件に該当しなくなったとき。

（３） 利用乳幼児の保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。

（４） 市長が、本園の利用継続が困難であると認めたとき。

（５） その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第10章　雑則

（改正）

第４９条　この規程を改正、廃止するときは、八王子市子ども家庭部長の判断を仰ぐものとする。

附　則

この規程は平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は令和８年１１月１日から施行する。